



消費者教育NPO法人
お金の学校
くまもと

消費者教育NPO法人

お金の学校くまもと

会報・第21号 2011年7月発行

〒862-0950 熊本市水前寺2-21-19-2F水前寺NPOハウス TEL・FAX 096-384-4453

<http://ogk.main.jp/>

Eメール : gakkou@sat.bbq.jp

発行責任者 徳村美佳

言葉は風 ー相談を受けるということ(その3)ー

代表 徳村美佳

先日、ケニアにナッツ工場を作って大成功した日本人を取り上げたテレビ番組を見ました。その人は、佐藤芳之(さとう・よしゆき)氏。佐藤氏は「援助では自立できない。必要なのは、アフリカ人の自立のためのビジネスである」という考えのもと、独自の経営スタイルを確立しています。たとえば、社員が無料で使える医務室、社員の家族が病院にかかれば医療費の85%は会社持ちです。また、社員が土地を買って住居を持てるように社内ローンもあります。印象に残ったのは、佐藤氏が「カンパニーという言葉は、もともとパンを分け合う仲間という意味」だと言っていたことです。この会社が生み出した雇用は10万人。その雇用で支えられている家族は100万人。ケニアの人口は約4000万人ということですから、実に40人に一人は、この会社に関係ある人ということになります。

佐藤氏の話で、もうひとつ印象に残ったものがあります。それは「言葉は風」というもの。ケニアの人は、昨日言った事でも今日はすっかり忘れているようで、いくら「昨日はこういう話をしたじゃないか」と言っても「昨日はそうだったけれど、言葉は風。昨日のあの言葉は、もうキリマンジェロに飛んでいきました」と答えるそうです。多重債務などのご相談を受けていると、同じような経験をすることがあります。相談者が、昨日言っていたことと違う事を言う、昨日こうしたいと言っていたことを今日はやりたくないと言う・・・

佐藤氏は「言葉は風」というケニア人とのつきあい方についてこう述べています。「(その人が言っていることが)どの程度本当かな、悪気がなくて言っている、つじつま合わせでその場で言っているその言葉の中から、この人は何に困っているのか、何が言いたいのか、すくい取る」。これに対しインタビューが「一回一回違うことを言う中から、何が言いたいのか見極めることは、とても難しいことなのではないか」と尋ねると、佐藤氏は「いやあ、楽しい。むちゃくちゃ楽しいですよ」と答えていました。う～～～ん、さすがです!

ご相談を受けていると、こちらの思い通りに支援が進まずに、困る、落ち込む、時には相手に腹が立つなどということがあります。相談者に寄り添って・・・などと言いつつ、やはりそこは、どうしても「人間なもの」と言いたくなります。そんなとき「言葉は風、この相談者は何を言いたいのかなあ。何に困っているのかなあ」という対応ができれば、少しはうまくいきそうな気がします。ついでに「話が違う」とだれかに言われたら、今度から「言葉は風。いつか言ったあの言葉は、もう阿蘇山に飛んで行きました」と答えようかと・・・

「言葉は風」、なんだかステキなフレーズだと思いませんか。

平成 23 年度総会が終了しました

去る6月11日(土)に定例総会が開催されました。議事録は下記のとおりです。

総会議事録

- 1 日 時 平成23年6月11日(土)
- 2 場 所 水前寺NPOハウス 会議室
- 3 正会員13人中、出席9人(委任状出席3人を含む)
- 4 審議事項
 - 第1号議案 平成22年度活動状況及び歳入歳出決算について
 - 第2号議案 平成23年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について
 - 第3号議案 役員の選任について
 - 第4号議案 その他
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 開会の辞
役員を代表して平野裕子氏が、開会の辞を述べた。
 - (2) 議長選出および議事録署名人選任の件
議長の選任について諮ったところ、満場をもって内田理氏を選任した。
議長が議事録署名人の選任について諮ったところ、満場をもって山下氏と久木田氏に決定した。
 - (3) 議案審議
 - 第1号議案 平成22年度活動実績報告及び収支報告の件
議長は、平成22年度活動実績報告及び収支報告について、役員に説明を求めた。役員を代表し徳村美佳氏が事業実績報告書に基づき、説明および、収支報告について説明を行った。議長が本議案について承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。
 - 第2号議案 平成23年度事業計画書及び収支予算書承認の件
議長は、平成23年度事業計画書及び収支予算書承認についての説明を役員に求めた。役員を代表して徳村美佳氏が平成23年度事業計画書に基づき説明を行い、続けて平成23年度収支予算書について説明を行った。議長が本議案について承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。
 - 第3号議案 役員の選任について
議長は、役員の選任についての説明を役員に求めた。役員を代表して徳村美佳氏が役員の選任について説明を行った。議長が本議案について承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。
 - 第4号議案 その他
議長はその他提案議題を求めたが特になし。
 - (4) 議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

以上

平成22年度事業実績報告書

1事業の成果

県自殺対策補助事業「多重債務の問題を抱えた住民への支援体制構築サポート事業」における長洲町をモデル市町村とした相談体制構築および相談会開催への支援の実施と事前調査・研究、「くらし・健康・お金の相談を考えるシンポジウム」を実施した。これまでの活動の積み重ねを活かし、行政との協働により、多重債務の問題を多角的に捉えた事業をさらに展開することができた。今後も相談業務のスキルや人材育成の充実だけでなく、行政をはじめとする他機関が連携できるようなネットワークづくりをさらに充実することが望まれ、そのための活動が求められる。

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事人数	受益対象者 範囲・人数
①金銭教育・消費者教育に関するセミナー等の開催	くらし・健康・お金の相談を考えるシンポジウム	2/14	別紙チラシ通り	8人	行政ほか
	学習会等講師派遣	18回	県内外	2人	県内外
	金銭教育・消費者教育の情報提供	随時	事務所等	2人	県民全般
	講座等の企画・コーディネート	0回			
②金銭教育・消費者教育に関するプログラムの開発	家計管理支援プログラムの検討	1年間		4人	県民全般
③クレジットカウンセリング	県および市町村の多重債務対策支援	相談会	スタッフ派遣	4人	県民全般
	債務者および家族の生活再建支援	随時	事務所等	2人	県民全般
④調査・研究・政策提言	相談事例の分析	1年間	事務所等	10人	県民全般
	多重債務の問題を抱えた住民への支援体制構築サポート強化のための事前調査および研究(先進的な取組みを実施している自治体への視察等)	8~3月	事務所等	4人	行政
⑤消費者教育・多重債務者支援に関する各分野のネットワーク化	各関連機関の情報収集および働きかけ 熊本県多重債務者問題対策協議会への情報提供	随時		3人	県民全般
⑥会報の発行	会報発行	年4回	13・14・15・16号	4人	会員
	HPでの広報活動	随時		2人	広く公表
⑦多重債務者の人権擁護事業	情報の収集提供および研究	随時	事務所等		

(2) その他の事業

①物品販売	書籍販売	0		2人	国民全般
②行政への諸手続き等の支援	情報の収集提供および研究	0			

平成23年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

消費者教育NPO法人お金の学校くまもと

単位：円

科 目	金 額	額
I 経常収入の部		
1 入会金収入 10,000×2人		20,000
2 会費収入		
・正会員会費 15,000×15人	225,000	
・賛助会員会費 個人 4,000×25口	100,000	
法人 50,000×2口	100,000	
・会報購読会費 2,000×15口	30,000	455,000
3 事業収入		
・金銭教育、消費者教育活動	600,000	
・クレジットカウンセリング	100,000	700,000
4 補助金等収入		4,400,000
5 寄付金収入		0
6 雑収入		
・利息		300
7 その他事業からの繰入		0
経常収入合計 (A)		5,575,300
II 支出の部		
1 事業費		
・金銭教育、消費者教育活動	4,720,000	
・クレジットカウンセリング	80,000	
・調査研究	5,000	
・会報の発行、HP管理・運営	35,000	4,840,000
2 管理費		
・役員報酬	0	
・人件費	150,000	
・旅費交通費	20,000	
・通信運搬費	80,000	
・事務費消耗品費	10,000	
・機器設備費	50,000	
・賃借水光熱費	400,000	
・租税公課	0	
・雑費	1,000	711,000
3 予備費		10,000
経常支出合計 (B)		5,561,000
当期収支差額 (A) - (B)		14,300
前期繰越収支差額 (C)		736,925
次期繰越収支差額 (A) - (B) + (C)		751,225

「熟年離婚を回避する」

— 上手に尻に敷かれれば夫婦円満 —

妻との離婚によって、婚活をせまられる中高年男性も少なくない。現在の妻や、再婚相手に三くだり半を突きつけられないよう、進んで妻の尻に敷かれよう。(週間エコノミスト 2010年 10月 26日号より要約紹介、筆者は全国亭主関白協会会長、天野周一氏)

○「愛している」「愛かしら」「愛したい」「愛させて」「愛せない」—この「愛の変遷五段活用」をご存知ですか？

夫婦生活を過ごすうち、時間の経過とともに、妻が亭主に対して心変わりしていくさまを五段階に示したものだ。結婚当初はラブラブで、「あなた早く帰ってきてね、チュッ」というやりとりをすることもあるだろう。だが、10年も経つと、「もう帰ってきたの、チュッ」という具合に変わっていく。

○舌打ちは夫のせい、妻には「愛の三原則」を

「チュッ」は空耳であってほしいものだ。ところが、このように妻に舌打ちをされるようになる原因のほとんどは、亭主の方にあるといってもよい。「釣った魚に餌はあげない」とばかりに、妻の出す、さまざまなシグナルに気づかなかったツケが回ってきたのである。

さて、最近増加中の「熟年離婚」。その理由は、昔とは微妙に変わってきている。従来は、亭主の浮気やギャンブルと相場が決まっていたが、現代は日々の小さなストレスがたまり、その結果、ある日突然、亭主が三くだり半を突きつけられるケースが後を絶たなくなっているようだ。その証拠に、三くだり半を突きつけられた亭主は、「離婚の理由が分からない」と嘆くことが多い。その意味で亭主の家庭における存在感を示す「家庭内生存率」は、どんどん下がっており、内閣支持率などに一喜一憂している場合ではないのだ。

そのため全国亭主関白協会(以下、全亭協)は、「ストップ・ザ・熟年離婚」を掲げ、亭主が変われば妻が変わり、妻が変われば家庭が変わり、家庭が変われば日本が変わるという理念の下で血と脂汗の毎日を送っている。会長の私からして、妻との関係は首の皮一枚でつながっているから、全国1万人強の会員はいかばかりであろうか。

○夫婦円満の新方程式とは？

ところが全亭協の会員は、誰一人として離婚をしたものがないのである。その理由としては、当協会が21世紀の夫婦円満の新方程式を発見したからに他ならない。まず、協会の「憲法」とも言える、「愛の3原則」を皆が実行していることが挙げられる。それは、妻に対して「ありがとう」をためらわずに言おう「愛している」を照れずに言おうというものだ。「今さら、そんなことは言えないよ」と抵抗感のある人もいるだろうが、この三つの言葉を言うときには、必ずしも、心を込めなくても良い。気持ちは後からついてくるのである。それは、言葉そのものにパワーがあるからにほかならない。

この3つの言葉を妻に対して使えば使うほど次々と奇跡が起こるから不思議だ。晩酌に出される発泡酒が普通のビールに変わり、大好きなきんぴらごぼうが8年振りに食卓に並んだと泣いて喜ぶ会員もいたほどだ。

○「非勝3原則」とは？

当協会にはこの「愛の3原則」のほかにも、「非勝3原則」(非核3原則をもじったもの?)というものがある。夫婦喧嘩を翌日に持ち越さないためのもので、「ちょっとあなたっ!」とリビングに呼び出されたときに、「勝たない」「勝てない」「勝ちたくない」と心の中で3回唱

えるだけで良い。夫婦喧嘩の8割は、ささいなことが原因である。

当協会の会員は、夫婦喧嘩が起きてしまった時には必ず負けることを義務付けている。よく考えれば分かるだろう。たとえその喧嘩に勝ったとしても、次の機会には自分に5倍、10倍になって跳ね返ってくるからだ。このように全亭協には、いくつかの3原則がある。「やたらと多いですね」と言われることもあるが、おやじは3つ以上のことは覚えられないのでご容赦願いたい。(以下、スペースの関係で割愛)

事務局だより

◆ 活動日誌

- ・ 3月31日(木)「子どもと学ぶお金の教育」熊本市子ども劇場連絡会(徳村)
- ・ 5月23日(月)県多重債務対策協議会専門部会(徳村、内田)
- ・ 6月14日(水) NPO起業・経営者養成科 「NPO活動を通して」(徳村)
- ・ 7月02日(土) 白山小学校 「人生いろいろやりくりゲーム」(徳村)
〈長洲町家計管理支援事業〉
- ・ 7月09日(土) 長洲中学校「親子のためのケイタイ学校」(徳村)
- ・ 7月15日(金) 長洲小学校6年生家庭科 「人生いろいろやりくりゲーム」(徳村)
- ・ 7月15日(月) 県多重債務対策協議会 (内田)

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。

今年の梅雨は短く例年よりも早くあけました。東日本大震災に伴う福島原発事故の影響で電力不足が心配されており、暑い夏となりそうです。原発の存在・必要性を感じさせるための過度の節電キャンペーン(情報統制)が意図的に展開されている側面もあり要注意です。今号は6月発行を予定していましたが、諸般の事情で7月発行となりました。今回は、当NPOの通常総会報告をメイン記事としました。当NPOの活動内容も多岐にわたってまいりましたので、活動の内容や新年度の活動方針について読者の皆様にご理解をいただければと思います。

昨年6月の改正貸金業法の完全施行から1年が経過しました。一頃に比べるとこの相談窓口も相談件数は大きく減少しているようですが、2011年2月末時点で1,456万人が消費者金融などに残高有り状態として登録されており、1人あたりの平均貸付残高も68万円となっています。(月間、地方税6参照)

この間の取り組みの成果で相談件数は減っているものの解決の糸口がつかめずに多重債務状態で推移している方等、この問題は解決したわけではなく、クレジットカードの現金化や「ヤミ金融」がはびこるなど問題が潜在化する傾向にあります。引き続き取り組みの強化が必要です。

「ウッチーのちょっと小耳に」のコーナーは、「熟年離婚を回避する方法」を紹介しました。会報19号で紹介した「当世熟年婚活」記事の続きで、記事内容が男性から見て多少「自虐」気味な部分が気になりますが、そのまま掲載することにしました。(内田)

